

凡例 時日時 場所 集 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

お知らせ

朝夕の保育補助職員(非常勤)募集

保育士または看護師の資格を有する健康な方10人程度 保育士の補助業務[勤務場所]区立保育園[勤務時間]月～土曜の週6日間、7:30～10:00、16:15～18:45、17:15(または16:15)～19:45[期間]4月～平成29年3月まで(更新あり)[給与]月額64,200円～97,700円(交通費あり)※このほか、週5日の朝夕両方の勤務もあります。詳細はお問い合わせください 保育課保育管理係 ☎3647-9094

介護予防機能強化支援員(非常勤)の募集

[内容]介護予防事業の企画に関する業務[勤務場所]区役所高齢者支援課[期間・時間等]4/1～平成29年3/31 ※更新なし。月16日、8:30～16:30(休憩除く7時間)[月額報酬]224,700円、通勤手当は2万円まで[応募資格等]保健師の免許を有する方または平成28年の春までに免許取得見込の方1人(選考により決定)[選考]書類および面接 1/7(木)必着 ①履歴書②保健師免許の写し(有免許者)③応募の動機を400字程度に記入したもの(様式自由)を〒135-8383区

役所高齢者支援課(3階9番)へ郵送または持参 高齢者支援課高齢者ケア調整担当 ☎3647-9606

平成28年度江東きっずクラブB登録・学童クラブ申請受付中

[受付期間]12/16(水)まで[申請書記付場所]各クラブ、児童(会)館、公私立認可保育園、放課後支援課(区役所6階9・10番) 江東きっずクラブは募集案内に記載されている受付施設へ、学童クラブは入会を希望する学童クラブへ[江東きっずクラブの問合先]放課後支援課支援係 ☎3647-9308[学童クラブの問合先]各学童クラブまたは放課後支援課育成係 ☎3647-9230

地区計画(臨海副都心有明北地区・有明南地区)原案の縦覧等

地区計画(臨海副都心有明北地区・臨海副都心有明南地区)の変更原案を縦覧します。区域内の土地所有者、その他利害関係人は意見書を提出できます[縦覧期間]12/18(金)～1/8(金)[縦覧場所]都市計画課(区役所5階21番)および東京都都市整備局都市計画課(都庁第二庁舎21階)[意見書の提出期限]1/15(金)必着[意見書の提出先]〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市計画課へ郵送または持参 ☎5388-3225 都市計画課都市計画担当 ☎3647-9454

認知症家族介護者教室・交流会

認知症についての講話と、家族介護者の交流会を行います。ぜひご参加ください 時 場 下表のとおり 20人(申込順) 費 無料 申 12/17(木)から電話で各長寿サポートセンター

日時	施設名(会場)	内容	申込・問合先
1/21(木) 13:00～14:30	高齢者総合福祉センター3階研修室(東陽6-2-17)	認知症の理解を深めるための認知症サポート医による講話と家族介護者との交流会(医師へ色々な質問をして、日々の不安や悩みを解消しませんか?)	東陽長寿サポートセンター ☎5665-4547
1/21(木) 14:00～15:30	南砂高齢者在宅サービスセンター(南砂2-3-5-102)	認知症サポート医による講話と相談会と家族交流会	南砂長寿サポートセンター ☎3640-9851

高齢者家族介護教室(無料・申込順・12/16(水)から各施設に電話)

介護に役立つ知識や技術を学びます 区内在住・在勤で介護を行っている方など 費 無料

日時	施設名(会場)	対象	内容
1/13(水) 14:00～15:30	あじさい高齢者在宅サービスセンター(東砂4-20-15) ☎5857-8231	20人	成年後見制度について、社会福祉士が説明します。どこに相談すればよいのかなど、質問にもお答えします。
1/16(土) 14:00～15:30	寿園高齢者在宅サービスセンター(北砂2-1-16) ☎3615-4850	20人	終活について一緒に考えませんか。今をよりよく生きるきっかけが見つかるかもしれません。
1/22(金) 14:00～15:30	枝川高齢者在宅サービスセンター(枝川11-8-15-101) ☎5632-2277	20人	バランスの良い食事をとるために工夫していることはありますか?栄養士が調理法などを説明します。
1/23(土) 13:30～15:00	白河高齢者在宅サービスセンター(白河3-4-3-201) ☎3630-6591	20人	お口の中の健康管理できていますか?歯科医師が歯磨きのコツや入れ歯に関する正しい知識を説明します。
1/23(土) 14:00～15:30	亀戸高齢者在宅サービスセンター(亀戸4-21-13) ☎5626-0130	20人	悪質商法や詐欺のよくある手口について、消費者センターの相談員が説明します。

区内小学校・高校で選挙出前授業 見学できます

将来の有権者である児童および生徒に政治や選挙に関心をもってもらうため、選挙出前授業を行います 時 場 下表のとおり どのたても 電話で各校の副校長へ

日時	学校	連絡先
12/18(金) 18:00～19:00	第三商業高校(定時制)(越中島3-3-1)	3641-0380
12/21(月) 12:30～13:10	墨田工業高校(森下5-1-7)	3631-4928
12/22(火) 13:35～15:10	南陽小学校(東陽2-1-20)	3649-3461

講座・催しもの

冬の草木染めワークショップ～さざんかストール～

近隣の公園に落ちているさざんかの花びらを拾い、シルクストールの草木染めを体験します 時 1/14(木) 10:00～11:50 場 えこっくる江東 16歳以上の方20人(区民を優先し、抽選。当選者のみに12/25(金)ごろ通知を発送予定)※乳幼児の同伴不可※30分程度歩くため、歩行に問題のない方 費 1,600円 師 中安敬子(NPO法人マザーツリー自然学校) 12/22(火)必着 申 はがきに①草木染め②郵便番号・住所③参加者名④ふりがな⑤年齢⑥電話番号を記入し〒135-0052潮見1-29-7えこっくる江東へ郵送または窓口で※区ホームページからも申込できます ☎3644-7130

深川東京モダン館 新春圓橋一門会

「深川の師匠」三遊亭圓橋一門による落語会です 時 1/2(土)・3(日)16:00～(開場15:30) 場 深川東京モダン館(門仲伸町1-19-15) 各50人(申込順) 費 予約2,500円、当日2,800円[出演]三遊亭圓橋・小圓朝・萬橋・橋也 申 12/15(火)から電話で深川東京モダン館 ☎5639-1776 HP http://www.fukagawatoky o.com/

児童会館 陶芸教室・天体観望会

1. 陶芸教室「たたら作り再び!ピッチャー(水差し)を作ろう」 時 1/23(土)14:00～16:00 場 児童会館2階ホール(住吉1-9-8) 区内在住の小・中学生12人とその保護者(11/14の回に参加していない方を優先し抽選。結果は12/24(木)連絡)※小学4年生以上は児童のみの参加可

[持ち物]エプロン・手ふきタオル 師 蒲田里奈

2. 天体観望会「新年の月を見よう」 時 1/23(土) 19:00に児童会館2階ホール(19:15受付終了) どのたても60人(抽選、結果は当選者のみ12/25(金)連絡)※小学生以下は保護者の申込と当日の付き添いが必要 師 有賀真由美、山内康晃※雨天・曇天の場合は、2階ホールで星空解説 ※いずれも 費 無料 締 12/22(火) 申 児童会館に電話または窓口で ☎3633-6911

青少年センターまつり

中学生による音楽ライブやダンス披露など楽しい催しが盛りだくさん。ジュニアリーダーによるお化け屋敷、脱出ゲームや青少年委員・江少連による昔遊び・クラフトのブースもあります※軽食も楽しめます 時 12/26(土)10:00～16:00※一部の催しは18:00まで 費 無料 場 青少年センター(亀戸7-41-16) ☎3681-7334

青少年講座ダンスクラブ 部員追加募集

3月の発表に向けて練習しましょう 時 1/7(木)～3/17(木)の第1・3木曜18:00～20:00(高校生以上のみ)、第2・4土曜14:00～16:00 場 青少年センター(亀戸7-41-16)ほか 区内在住・在学の中学生・高校生・大学生10人(抽選) 費 無料 締 12/24(木) 申 電話、窓口またはメールに①講座名②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤学年⑥電話番号を記入し、青少年センターへ ☎3681-7334 E 5521620@city.koto.lg.jp

江戸の庶民の年中行事再現「正月飾り」

江戸深川の町に当時の正月飾りを再現します 時 12/23(水・祝)～1/11(月・祝)9:30～17:00(最終入館16:30)※12/28(月)～1/1(金・祝)は休館 費 大人400円、小・中学生50円(観覧料) 申 当日直接会場へ 場 深川江戸資料館(白河1-3-28) ☎3630-8625

芭蕉記念館新春俳句会

時 1/27(水)13:30～ 場 芭蕉記念館2階研修室(常盤1-6-3) 集 13:15 区内在住・在勤の方20人(申込順) 費 無料。句報希望の方は82円切手貼付・宛名明記の封筒を持参 兼題「賀状」1句と「新年雑詠」2句 締 1/26(火)※定員になりしだい終了 申 12/15(火)から芭蕉記念館へ電話または窓口で ☎3631-1448

発信! 消費者注意報 10

クーリング・オフって何?

商品購入後に、「なぜ買ったのか」と悩むことはありませんか?一度買う約束をした後に、一方的に解約できないのが契約の原則です。品物を買ったり、お金を払って散髪などのサービスを受けたたりすることは立派な契約行為になりますので、自分の都合で一方的に解約(返品)をすることはできません。しかし、突然販売員が自宅に訪問してきたり、電話をかけてきたりして(不意打ち性)、勧められるままに契約したときには、一定期間内であれば無条件で解約ができます。これをクーリング・オフといいます。他にも、左表にあるような取引の場合にクーリング・オフが適用されます。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売による商品やサービスの契約等※キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法は店舗契約も含む	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による商品やサービスの契約など	
特定継続的役務提供	エステ、語学学校、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介の継続的サービス契約	20日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	8日間
訪問購入	店舗外での貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	

- 訪問購入には、8日間のクーリング・オフ期間があります。
- 詳しくは、消費者センターにお問い合わせください。 消費者相談室 ☎(3647)9110
- × ネット通販で買ったバッグだが、イメージが違う。通信販売には、クーリング・オフはありません(返品特約があればそれに従います)。
- × 店でスカートを買ったが、ほかの店で同じ物が安く売られていた。店舗に自分から出向いて購入しているのだから、不意打ち性がなく適用外です。
- × 店でスマートフォンを買ったが、ネットで買った方が安い。店頭で買ったものは、クーリング・オフは適用されません。
- × 店でスマートフォンを買ったが、ネットで買った方が安い。店頭で買ったものは、クーリング・オフは適用されません。